

熱源利用プラスチックごみ組成分析による整備方針検討等業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

今現在、沼津市（以下「本市」という。）は、新焼却施設建設に向け準備を進めているところであるが、平成 27 年度に建設価格の高騰及び地元理解が不十分という理由により、整備スケジュールを順延としている。

これまで本市では、平成 27 年度に沼津市中間処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 か年の可燃ごみにおけるごみ質分析結果をもとに、熱源利用プラスチックごみを新たに受入れる場合を想定し、施設稼働時における計画ごみ質を定めている。しかし、その際の熱源利用プラスチックごみの低位発熱量は、計算式により推定した暫定値であり、また、当時平成 32 年度の施設稼働を予定していたため、新施設稼働時の計画処理量に変化が生じている。そのため、現在の想定稼働時期における計画処理量をもとに、実際に熱源利用プラスチックごみの組成分析を行うことにより、計画ごみ質の見直しが必要である。

計画ごみ質は、ごみの貯留、移送、燃焼と熱発生、ガス減温や熱回収、導入する発電設備、あるいは排ガス処理等の各設備が備えるべき技術的内容と深い関連性があるため、今回計画ごみ質の見直しに併せて、基本計画の修正すべき項目の把握及び発電に関する詳細な検討等を実施し、今後の整備方針の検討を行う。

業務の実施に当たっては、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるとともに、新たな視点から本市の現状認識や課題を捉えた上で、本業務の提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「熱源利用プラスチックごみ組成分析による整備方針検討等業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 熱源利用プラスチックごみ組成分析による整備方針検討等業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「熱源利用プラスチックごみ組成分析による整備方針検討等業務委託 公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和2年3月19日まで |
| (4) 契約金額 | 契約上限額 3,115,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
なお税率は10%を見込むこと |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 生活環境部 新中間処理施設整備室 担当：杉本、峯岸

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所7階

電話：055-934-4889（直通）、055-931-2500（代表） FAX：055-934-3045

E-mail：shinchukan@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去5年間に於いて国及び地方公共団体の同種業務の受託実績を有しない者
ここでいう同種業務とは、「新中間処理施設整備のための一般廃棄物組成分析業務、基本構想又は基本計画策定業務、地域計画策定業務、事業者選定業務」とする。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和元年8月26日(月) ホームページに掲載
2	質問受付	令和元年9月2日(月) 17時までに電子メールで
3	質問回答	令和元年9月5日(木) までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和元年9月9日(月) 17時必着
5	プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知	令和元年9月12日(木) 12時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日から令和元年9月26日(木) 17時まで
7	選考会	令和元年9月30日(月) 予定
8	選定結果の通知	令和元年10月2日(水) 予定
9	契約締結	令和元年10月4日(金) 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書 1部(様式1)

(2) 同種業務実績表 8部(様式2)

※本業務にとって有効な業務実績を、最大5件まで記載すること。

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

- (3) 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可） 1部
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4） 1部
- (5) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」） 1部
- (6) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。） 1部
 - ①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③工程表（様式6）
- ④実施体制調書（様式7）
- ⑤見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ②「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを8部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他、注意事項

- ①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き、可能な限り10ページ以内で作成すること。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

11 提案する内容

別紙「熱源利用プラスチックごみ組成分析による整備方針検討等業務委託 公募仕様書」の「4 業務の内容」に示す部分について、提案を行うこと。

12 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「熱源利用プラスチックごみ組成分析による整備方針検討等業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は1参加者につき30分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知を行う。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

《プレゼンテーション実施時の注意事項》

- ・プレゼンテーションを行う際、実際に主として業務に携わる者が説明を行わなければならない。
- ・自社名を明かしてはならない。
- ・スライドに用いる図や表現については、企画提案書等の内容を補足説明するものに留めることとする。
- ・スライドのデータについては、当日会場にて、CD/R等の記録媒体により事務局へ提出すること。
- ・スライドの印刷物については、提出不要とする。

13 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

14 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

15 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

16 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

17 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

18 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 業務 遂行体 制	①同業種の実績は十分なものか	5	20
	②配置予定者の専門性は十分か	10	
	③事業を円滑に進められるような体制であるか	5	
(2) 企画 提案力	④本業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について、すべて網羅された適切な提案であるか	15	65
	⑤本市の現状認識や課題の捉え方が的確か	15	
	⑥提案内容と基本計画の関係性は的確か	10	
	⑦提案内容は、理論的であり、現実性があるか	15	
	⑧独自の視点や提案は、本業務において有効か	10	
(3) 業務 遂行能 力	⑨業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	15
	⑩見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか	5	
		100/100	

ただし、合計点数が 60 点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。